

「住むなら北九州市！応援団体」登録制度実施要領

（目的）

第1条 「住むなら北九州市！応援団体」登録制度（以下「本制度」という。）は、北九州市が行う定住・移住促進に向けた取組に賛同し、自らも同様の取組を実施する団体を「住むなら北九州市！応援団体」として登録し、官民一体となって北九州市への定住・移住促進に取り組むことを目的とする。

（対象）

第2条 この要領において、「住むなら北九州市！応援団体」とは、市内に本社又は事業所を有する企業もしくは市内で活動している団体等をいう。ただし、以下に該当するものを除く。

- （1）宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの
- （2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう）又は暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体
- （3）その他市長が適当でないと認めるもの

（事業内容）

第3条 市長は、市が行う北九州市への定住・移住促進に向けた情報発信や移住サポート等の取組に賛同し、自らも実施する団体を「住むなら北九州市！応援団体」として登録し、登録団体と協力して、北九州市への定住・移住促進に取り組む。

（申請）

第4条 本制度に参加を希望する団体は、申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1）代表者・役員リスト（別に定める様式）
- （2）その他市長が必要と認める書類

（登録）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、別表に定める「住むなら北九州市！応援団体」登録基準に照らしてその内容を審査し、登録の可否を決定する。

- 2 市長は、「住むなら北九州市！応援団体」として登録を行ったときは、当該申請を行ったものに対し、登録決定通知書（第2号様式）及び登録証（第3号様式）を交付し、登録を行わなかったときは、当該申請を行ったものに対し、その旨を通知する。

(登録期間)

第6条 登録期間は2年とする。ただし、継続を妨げない。

(公表)

第7条 市長は、登録団体について広く市内外に周知するため、市の広報媒体への記載その他の方法により公表するものとする。

(登録マークの使用)

第8条 登録団体は、登録マークを印刷物や自団体ホームページ等に掲載できるものとする。

(変更届・辞退届)

第9条 登録団体は、申請書に記載した内容に変更が生じたとき又は登録の取消を申し出るときは、変更届（第4号様式）又は辞退届（第5号様式）を市長へ提出するものとする。

(登録の取消)

第10条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録基準に適合しなくなったとき
- (2) 辞退届が提出されたとき
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう）又は暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有すると判明したとき
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成28年 7月13日から施行する。

「住むなら北九州市！応援団体」登録基準

「住むなら北九州市！応援団体」に登録されるには、次の項目のいずれか1つ以上を満たすものとする。

(1) 北九州市への定住・移住促進に向けた情報発信

- ・自団体と市ホームページを相互リンクし、定住・移住促進に向けた情報を発信する。
 - ・自団体への来訪者へ観光案内を実施するなど北九州市の魅力を伝え、移住の案内を行う。
- など

(2) 地域における定住・移住受入体制づくりの活動の実施

- ・移住者と地域住民の交流機会を積極的に設ける。
 - ・移住者や移住希望者からの相談に対応する。
- など

(3) 北九州市への定住・移住の促進や活性化を目的とした取組の実施

- ・首都圏等から従業員を採用する。
 - ・北九州市へ移住する従業員に対して、補助等を行う。
 - ・移住者や移住希望者に対して、料金割引等のサービスを行う。
- など

(4) 市が実施する定住・移住促進に関する事業と連携する活動の実施

- ・市が実施する「お試し居住」に協力する。
 - ・市が実施する定住・移住促進に関する事業と連動したイベントを行う。
- など